

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 58 号）による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、この条例の公布の日または中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p> <p>(8) 促進区域内対象施設 地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>アおよびイ 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p> <p>(8) 促進区域内対象施設 地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>アおよびイ 省略</p> <p>以下省略</p>